

市民とのパートナーシップを

地域の教育は地方教育行政が推進するものではありません。主体はあくまでも市民です。

現在、市民による自主的・非営利的な活動が地域のなかで広がりを見せています。フリースクール^(注9)など市民の自主的な教育・学習やその支援活動は、学校協議会、地域教育会議、教育委員会への市民参加とともに重要になってきています。

また、子どものボランティア活動も多様な展開をみせています。特別活動に位置づけられたり、あるいは高校受験での内申点に加えるなど狭い「教育」の中に取り込む間違いも一部に見受けられます。

しかし、阪神・淡路大震災におけるボランティア活動では、若者や子どもたちも社会の構成員として市民参加をしているという発想が生まれました。

こうした営利を目的としない活動を行ってきた団体にとって、活動を継続する場合の障害の

一つに「法人格を持たない困難さ」がありました。法人格がないために団体としての財産を持つことができず、団体として契約ができないうために、行政からの事業委託なども受けにくかったりします。

しかし、1998年の通常国会でNPO法（特定非営利活動促進法）が成立し、12の分野で活動するNPO^(注10)は法人格を持てるようになりました。教育や学校の分野では、社会教育の推進、文化、芸術またはスポーツの振興、子どもの健全育成などがその対象となります。これによって、不登校児のためのNPO、障害児が普通学校で学習できるためのサポート活動、文化ホールなどの運営といった多様な活動が容易になる条件ができています。

地域の教育の中でNPOが果たしてきた役割は大きく、今後ますます、自治体は市民とのパートナーシップを強めていくことが求められています。

●特定非営利活動促進法

市民活動の12の分野で活動する団体を特定非営利活動法人（NPO）として位置付け、簡易に法人格を付与できる。

12の分野とは、①保健、医療又は福祉の増進、②社会教育の推進、③まちづくりの推進、④文化、芸術又はスポーツの振興、⑤環境保全、⑥災害時の救援、⑦地域安全、⑧人権擁護又は平和の推進、⑨国際協力、⑩男女共同参画社会の形成の促進、⑪子どもの健全育成、⑫①～⑪の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助、をいう。



阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが活躍しました。